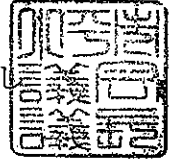




平議発第70号
令和5年9月27日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 松岡 あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和5年10月12日までをお願いいたします。

令和5年9月27日

小平市議会議員 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会
会派代表者名 伊藤央
質問者名 安竹洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

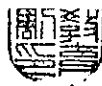
1 質問項目

教員による体罰及び不適切な行為の認定について

2 質問の理由及び趣旨

小平市立の小・中学校における体罰と不適切な行為について御相談を受けている。市のホームページ等には体罰や不適切な行為に関する情報がほぼ全く存在せず、体罰や不適切な行為の疑いが生じた際にどのような根拠に基づいてどのようなプロセスで対応が行われるかが全く分からない。過去の答弁では「対応方法は様々であり、一律の手順はない」としていた。そのため市民から「体罰や不適切な行為を恣意的に判断し、隠蔽するために情報を隠しているのでは」という声も上がっていることから、小平市立の小・中学校における体罰や不適切な行為への対応に関し、事実関係を確認するため以下質問する。

- 1 教員が児童・生徒に対して行った懲戒行為が体罰や不適切な行為に該当するかを判断や認定する際、その判断や認定を行える人物は、東京都が実施している研修を受けた人物に限られるという話があるが、事実か。判断や認定を行う人物には具体的にどのような要件が設けられているか。
- 2 体罰や不適切な行為だと認定できる人物は、市のどの部署に何名いるか。人数は他市と比べてどうか。
- 3 体罰や不適切な行為をした教員の処分厳格化が求められている社会的状況がある。体罰や不適切な行為を判断し認定できる人物は、その判断基準等について情報のアップデートが必要になる。認定できる人物は、体罰や不適切な行為の認定に関する研修を具体的にどれくらいの頻度で受けているか。
- 4 市では体罰や不適切な行為が認定される前に、該当の教員に対してまず指導が行われ、その後改善が見られなかったり再発したりするようであれば処分を行うことにしているという話があるが事実か。
- 5 体罰や不適切な行為に関して、児童・生徒と教員から証言を得ることになった場合、証言に食い違いが生じた場合には教員のほうの証言を記録する決まりになっているという話もあるが事実か。
- 6 体罰や不適切な行為が発覚した際、被害家族への対応や校内での周知についても一律の手順はないという理解で正しいか。体罰や不適切な行為が認定されても被害者やその家族へ正式な謝罪がないという話もある。また校内へ周知がなされるという話がされていたものの、なされなかったという話もある。一律の手順がないことは問題と考えるが、本来どのような対応があるべき姿と考えているか。
- 7 体罰や不適切な行為が認定された場合、東京都へ報告される場合があるが、その報告をするかどうかは市の教育委員会が恣意的に判断できるということによいか。そうでなければ、どのような判断根拠に基づいて東京都へ報告を行っているか。
- 8 東京都に提出する「体罰等調査シート」に関する情報が一切ないが、これは具体的にどのようなものか。



平教教指収第915号
令和5年10月12日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 から 3 まで 体罰等に関する対応につきましては、教育部指導課が組織として行っており、特定の職員が判断等を行うものではございません。体罰等の判断・認定に係る研修もございません。また、他市の状況については把握しておりません。
東京都教育委員会から提供される体罰等の服務事故防止に関する情報の理解に努め、対応しております。
- 4 御指摘のような事実はございません。
- 5 御指摘のような事実はございません。加害行為を行った教員と被害を受けた児童・生徒の証言が異なる場合、可能な限り、両者の証言を併記の上、客観的な事実に基づいて対応するよう努めております。
- 6 校内周知を含めた体罰等が発生した場合の対応は、その事案の様態によって異なることから、一律の手順はございません。事案が発生した場合には、事実確認の上、被害を受けた児童・生徒及び保護者に対し、丁寧に説明するなど、適切な対応が必要と認識しております。
- 7 体罰等が発生した場合は、当該事案の内容などを踏まえ対応しており、必要な事案について東京都教育委員会に報告を行っております。
- 8 学校において1年に1回、児童・生徒へのアンケートや、教職員への聞き取り等を行った際に、体罰等が確認された場合に東京都教育委員会へ提出する調査シートでございます。